第33期
定時株主総会
招集ご通知

日 時 **2020年10月23日（金曜日）**
午前10時15分

場 所 **山梨県甲府市国母七丁目11番4号**
当社本社 3階 会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目 次

招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
第１号議案 取締役６名選任の件…… 3
第２号議案 監査役２名選任の件…… 8
第３号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 ……10
【添付書類】
事業報告……13
連結計算書類……32
計算書類……35
監査報告書……38

株式会社クロスフォー

証券コード：7810

証券コード　7810
2020年10月７日

株主各位

山梨県甲府市国母七丁目11番４号
株 式 会 社 ク ロ ス フ ォ ー
代表取締役社長　土　橋　秀　位

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年10月22日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年10月23日（金曜日）午前10時15分（受付開始　午前９時）
２．場　　所　山梨県甲府市国母七丁目11番４号　当社本社３階 会議室
３．目的事項
報告事項
１．第33期（2019年８月１日から2020年７月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第33期（2019年８月１日から2020年７月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.crossfor.com/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表

なお、これらの事項につきましては、連結計算書類及び計算書類の一部として、会計監査人及び監査役の監査を受けております。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.crossfor.com/ir/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の２つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時

2020年10月23日（金）
午前10時15分

当日ご出席いただけない場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限

2020年10月22日（木）
午後６時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、６名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏　名	当社における地位	取締役会出席率（出席状況）
1	再任	土橋（どばし） 秀位（ひでたか）	代表取締役社長	100％ (23回中23回)
2	再任	内藤（ないとう） 彰彦（あきひこ）	取締役副社長	91％ (23回中21回)
3	再任	山口（やまぐち） 毅（つよし）	取締役	100％ (23回中23回)
4	再任	米光（よねみつ） 信彦（のぶひこ）	取締役	100％ (23回中23回)
5	再任	奥野（おくの） 辰也（たつや）	取締役営業部長	100％ (23回中23回)
6	再任 社外 独立役員	井上（いのうえ） 輝男（てるお）	社外取締役	100％ (23回中23回)

1 土橋 秀位（どばし ひでたか） 1954年8月22日生

再任

■所有する当社株式の数　506,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 8 月　土橋宝石貿易設立
1987年 8 月　株式会社シバド（現当社）設立
当社代表取締役社長（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づいて当社の経営の指揮・監督を行い、これまでの事業の成長と企業価値の向上に尽力してまいりました。今後とも企業価値の向上を図るとともに、取締役として、重要事項の審議や決定・経営執行を監督する役割を期待し、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。

2 内藤 彰彦（ないとう あきひこ） 1971年6月17日生

再任

■所有する当社株式の数　363,900株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年 4 月　株式会社中央物産入社
1992年 3 月　株式会社シバド（現当社）入社
2004年10月　営業部長
2008年10月　当社取締役就任
2012年10月　当社専務取締役就任
2017年 7 月　Crossfor H.K. Ltd.取締役就任（現任）
2017年 7 月　歌思福珠宝（深圳）有限公司 取締役就任（現任）
2017年12月　当社取締役副社長就任
2019年 6 月　当社取締役副社長海外営業管掌就任
2020年 4 月　当社取締役副社長 兼 海外営業 兼 商品管理部管掌就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたり営業部門に携わり豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社においては取締役副社長として経営全般に携わってまいりました。これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。

3 山口 毅（やまぐち つよし） 1977年5月10日生

再任

■所有する当社株式の数　114,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年４月	株式会社ツノタ入社
2002年７月	旧株式会社クロスフォー（当社への吸収合併により消滅）入社
2014年２月	当社執行役員管理部部長就任
2016年２月	当社取締役管理本部長就任
2017年７月	Crossfor H.K. Ltd.取締役就任（現任）
2017年７月	歌思福珠宝（深圳）有限公司 取締役就任（現任）
2019年６月	当社取締役商品管理部 兼 IR推進室 兼 知財室管掌就任
2020年４月	当社取締役管理部 兼 IR推進室 兼 知財室管掌就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたり管理部門の要職を歴任しており、その実績と経験、及び能力を考慮し、当社の事業拡大及び経営全般に資することができるものと判断し、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。

4 米光信彦（よねみつ のぶひこ） 1956年5月5日生

再任

■所有する当社株式の数　2,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年４月	日本ビクター株式会社（現　株式会社JVCケンウッド）入社
2008年10月	同社　取締役　経営企画部長就任
2010年６月	ビクターエンタテインメント株式会社（現　株式会社JVCケンウッドビクターエンタテインメント）取締役副社長就任
2016年７月	株式会社日本レコードセンター　常勤顧問
2017年11月	当社顧問
2018年10月	当社社外取締役
2019年６月	当社取締役経営企画室 兼 管理部管掌就任
2020年４月	当社取締役経営企画室 兼 国内営業管掌就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社において、経営企画室及び国内営業部門に携わり、さまざまな構造改革やコスト改革を実施してきました。これらの実績を踏まえて、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。

5 奥野 辰也（おくの たつや） 1968年５月27日生

再任

■所有する当社株式の数　153,300株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年12月	株式会社オオワ宝飾（現　株式会社オオワ商会）入社
2005年３月	当社入社
2012年10月	当社取締役営業本部長就任
2019年６月	当社取締役国内営業管掌就任
2020年４月	当社取締役営業部長就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

当社において、長年にわたり営業部門に携わり豊富な経験を有しているほか、現在は営業部を統括する責任者として、顧客基盤の強化並びに収益構造の改善を実施してきました。こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。

6 井上 輝男（いのうえ てるお） 1944年５月８日生

再任　社外　独立役員

■所有する当社株式の数　－株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1967年４月	吉田工業株式会社（現　YKK株式会社）入社
1980年４月	YKK　オーストリア社　取締役社長就任
1987年４月	YKK　ドイツ社　取締役社長就任
1993年７月	YKK　ヨーロッパ社　取締役社長就任
2003年６月	YKK株式会社　取締役副社長ファスニング事業本部長就任
2008年２月	株式会社ファーストリテイリング　専務執行役員就任
2011年11月	株式会社INO　取締役会長就任（現任）
2016年２月	当社取締役就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■社外取締役候補者とした理由

グローバル企業にて長年、会社の経営陣として海外ビジネスに携わってきました。企業経営の豊富な経験、専門的な経営経験により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で経営全般に対し的確な助言をいただいております。更なる経営体制を強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者とすることが適当であると判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、４年８か月となります。

（注）1.井上輝男氏は、社外取締役候補者であります。
2.当社と井上輝男氏は、当社の定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3.当社は井上輝男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再選された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役村田真一氏及び大野崇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、２名（うち社外監査役２名）の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏　名	当社における地位	取締役会出席率（出席状況）	監査役会出席率（出席状況）
1	再任　社外　独立役員	村田真一（むらた しんいち）	社外監査役	91%（23回中21回）	100%（13回中13回）
2	再任　社外　独立役員	大野崇（おおの たかし）	社外監査役	95%（23回中22回）	92%（13回中12回）

1　村田真一（むらた しんいち）　1968年３月７日生

再任　社外　独立役員

■所有する当社株式の数　－株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1995年４月　弁護士登録
兼子・岩松法律事務所入所（現任）
2014年２月　当社監査役就任（現任）
2015年３月　株式会社JMC　社外監査役就任（現任）
2015年６月　シュッピン株式会社　社外取締役就任（現任）
2018年６月　株式会社プラザクリエイト本社　社外取締役（監査等委員）就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■社外監査役候補者とした理由

企業法務専門家（弁護士）としての豊富な経験・知識等を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き社外監査役候補者とすることが適当であると判断したものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、６年８か月となります。

（注）１.村田真一氏は、社外監査役候補者であります。
２.当社と村田真一氏は、当社の定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
３.当社は村田真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再選された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

2 大野（おおの） 崇（たかし） 1975年３月２日生

再任 | 社外 | 独立役員

■所有する当社株式の数　－株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1999年４月	朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入社
2008年２月	朝日長野税理士法人（現　あがたグローバル税理士法人）入社
2014年２月	当社監査役就任（現任）
2016年１月	アヴァンセコンサルティング株式会社設立　代表取締役就任（現任）
2017年５月	株式会社いつみ家　社外監査役就任（現任）
2018年７月	株式会社じゃんぱら　社外監査役就任（現任）

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■社外監査役候補者とした理由

企業会計専門家（公認会計士）としての豊富な経験・知識から、社外監査役としての適切に監査を行っております。引き続き社外監査役候補者として職務を遂行することが適当であると判断したものであります。なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、６年８か月となります。

（注）１.大野崇氏は、社外監査役候補者であります。
２.当社と大野崇氏は、当社の定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は同氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
３.当社は大野崇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再選された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年10月27日開催の当社第30期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役に対し、新株予約権の割当てに関する報酬額を、年額70百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は６名（うち社外取締役１名）であり、第１号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き

受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。
　また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数
　当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。
　ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容
　譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。
(1)譲渡制限の内容
　譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得
　当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
　また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年８月１日から2020年７月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げているものの、回復に向けた動きは鈍く、深刻な状況が続いております。国外におきましても、感染拡大は未だに終息せず、見通しが立たない世界経済は依然として不透明感が強く、経済活動へのマイナス影響は長期化することが懸念されます。

ジュエリー業界におきましても、緊急事態宣言解除後、展示会や販売催事を含む営業活動は徐々に再開されているものの、消費行動の自粛傾向が続き収益環境は厳しいものとなりました。

このような状況の中、当社も主要取引先各社からの受注の減少によるマイナス影響は続き、主軸製品である「Dancing Stone」（※１）の販売は伸び悩み、さらに、今後の主軸製品として取り組んでいた「テニスブレスレット」の生産、及び「EXL-LOCK」（※２）の生産体制の構築を一時見合わせざるを得ない状況が続いております。

しかし、当社は「Dancing Stone」の拡販の余地は十分にあると考え、この状況を機に、非対面型ビジネスモデルへの転換及び新たな領域への進出を実施してまいりました。具体的には、新しい生活様式では必要不可欠なECサイトのリニューアル準備や取引先との商談をリモートで実施することにより、移動に伴う時間やコストの短縮を実現しております。また、「Dancing Stone」の販路拡大に向け、これまで提案をしたことのない神社仏閣へアプローチを開始しております。通常の御守に「Dancing Stone」の技術を掛け合わせることでひとランク上のプレミアム感を演出し、参拝者をターゲットとした新たな需要の喚起を目指しております。加えて、コスト面ではRPA（※３）を活用した業務のスリム化や適切なコストコントロール、仕入の抑制に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に備え、十分な手元資金を確保するため銀行からの借入を実行するなど、財務基盤の強化に努めてまいりました。

こうした活動を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症のマイナス影響が続き、販売先である全国の百貨店や商業施設の営業自粛、また、展示会や販売催事の来場者数の減

少により売上高が大幅に減少し、当連結会計年度の国内売上は1,649,997千円となりました。国外につきましても、主要都市のロックダウンの影響で得意先の店舗が閉鎖され、また香港、ラスベガス、イスタンブールの展示会も延期または中止となり、さらに世界的に渡航制限が課せられていることから減収が続き、国外売上は674,338千円となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は2,324,336千円(前期比33.5％減)、営業損失は413,928千円(前連結会計年度は営業利益61,718千円)、経常損失は424,007千円(前連結会計年度は経常利益49,782千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は611,832千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益13,674千円)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、「ジュエリー事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

※1 「Dancing Stone」とは、当社の特許技術により宝石に穴をあけることなく、宝石を揺らすことができる宝石のセッティング方法であります。

※2 旧称「EZ Clasp」、第３四半期連結会計期間中に商標変更を行いました。チェーンやブレスレット向けの片手で簡単に脱着可能なダブル式の留め金具であります。

※3 Robotic Process Automationの略語で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念です。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、94,049千円であり、その内訳は、有形固定資産の取得91,547千円、無形固定資産の取得2,502千円であります。

主な設備投資の内容としましては、テニスブレスレット製造装置及び形状検査装置等であります。

③ 資金調達の状況

当社は新型コロナウイルス感染症の影響に備えた手元流動性の保持を目的として、短期借入金を取引銀行３行から純額500,400千円、長期借入金を取引銀行２行から総額700,000千円調達いたしました。

売上高（千円）

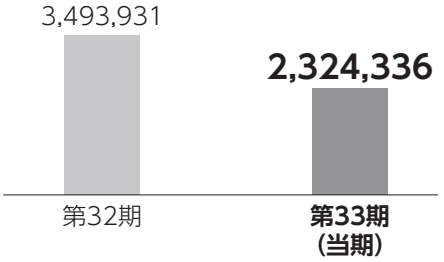

営業利益（千円）

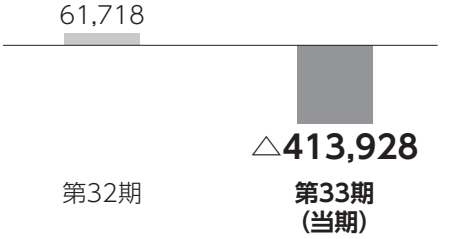

経常利益（千円）

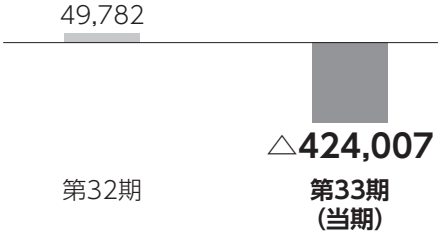

親会社株主に帰属する当期純利益（千円）／1株当たり当期純利益（円）

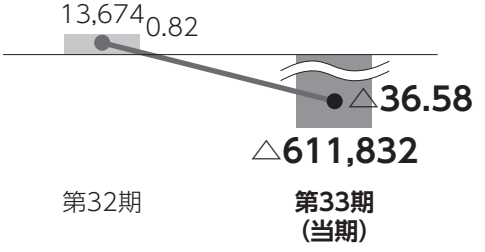

総資産（千円）

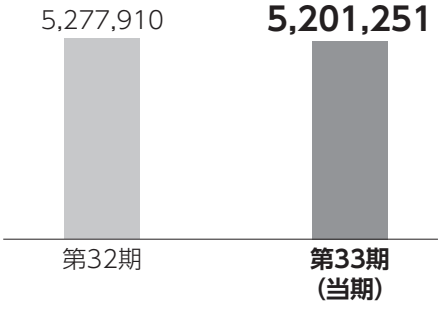

純資産（千円）／1株当たり純資産（円）

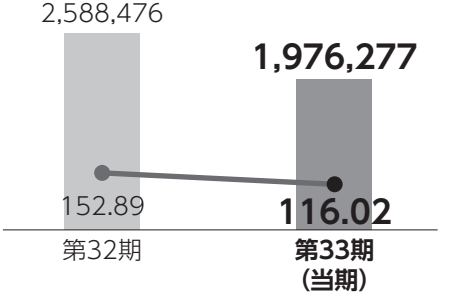

■ **地域別売上高**

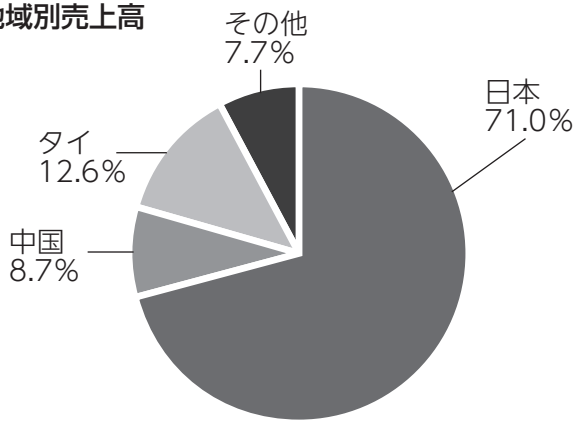

第33期（2020年7月期）

（単位：千円）

■ 日　本	1,649,997
■ 中　国	201,283
■ タ　イ	292,703
■ その他	180,351
合　計	2,324,336

（2）財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区　分	第30期 （2017年７月期）	第31期 （2018年７月期）	第 32 期 （2019年７月期）	第 33 期 （当連結会計年度） （2020年７月期）
売上高	4,211,451	4,063,230	3,493,931	2,324,336
営業利益又は営業損失（△）	816,512	234,549	61,718	△413,928
経常利益又は経常損失（△）	793,828	220,339	49,782	△424,007
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	532,152	117,173	13,674	△611,832
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	41.99	7.02	0.82	△36.58
総資産	5,498,424	5,572,826	5,277,910	5,201,251
純資産	2,667,057	2,677,071	2,588,476	1,976,277
１株当たり純資産（円）	160.09	159.29	152.89	116.02

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は2017年５月23日付で、普通株式１株につき1,000株の割合で、2018年２月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第30期の期首に行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第 30 期 (2017年７月期)	第 31 期 (2018年７月期)	第 32 期 (2019年７月期)	第 33 期 (当事業年度) (2020年７月期)
売　　上　　高	4,141,467	4,005,190	3,484,054	2,321,548
営業利益又は営業損失（△）	798,877	290,054	70,700	△391,112
経常利益又は経常損失（△）	776,583	277,708	67,024	△421,259
当期純利益又は当期純損失（△）	517,986	173,004	23,901	△616,361
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	40.88	10.37	1.43	△36.86
総　　資　　産	5,427,604	5,599,370	5,317,122	5,219,145
純　　資　　産	2,623,212	2,688,262	2,609,865	1,992,751
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	157.46	159.96	154.17	117.01

(注) 1．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2．当社は2017年５月23日付で、普通株式１株につき1,000株の割合で、2018年２月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第30期の期首に行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率（%）	主要な事業内容
Crossfor H.K.Ltd.	300千HKD	100.0	海外向けパーツ販売の顧客開拓
歌思福珠宝(深圳)有限公司	5,819千元	100.0	市場及び模造品調査
株式会社D.Tech	1,000万円	100.0	合成ダイヤモンドの販売

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な需要減少により、先行きの不透明感が強まっております。当社グループは、そうした事業環境に対処するため、以下の課題に取り組み、継続企業の前提に関する重要事象等の存在について、早期に解消してまいりたいと考えております。

① 技術開発

ジュエリー・アクセサリー等の宝飾品の製造は、機械化が難しく職人の手作業により製造されています。製造工程の機械化ができれば、使用する貴金属の削減や大量生産による市場への安価な製品供給等も可能となります。このため、当期は新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じているものの、タイの工場と連携しオートメーション生産体制の構築に取り組んでおります。加えて、「Dancing Stone」、「EXL-LOCK」に次ぐ特許技術等を開発し、安定した収益を継続的に確保して行くために、開発体制の整備を図ることを重要な課題と認識しております。

② 新規事業の創出

企業収益を確保し、成長し続けるためには、既存事業の伸長はもとより従来とは異なる成長分野において、新たな事業を創出していくことを重要な課題と認識しております。

③ 経営基盤の強化

中長期的成長に不可欠な経営基盤の強化という観点から、財務基盤の強化及び計画的な設備投資を継続して行います。また、経営管理及び内部管理業務の高度化、体制の充実を進め経営基盤の強化を図ります。

④ システムの活用

当社は一人当たり生産性の向上による全社的なコスト低減に努めております。今後も引き続き、人材育成・教育によりシステム処理能力の向上を図り、非対面型ビジネスモデルへの転換やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を推進して、またＲＰＡ(※)の活用を進めることにより、利益率の改善に努めてまいります。

※ Robotic Process Automationの略語で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念です。

⑤ システムの安定性確保

当社グループは、インターネット上にて基幹システムの利用を行っております。安定した事業運営を行っていくにあたり、システムのハード面に関しましては、国内外からのアクセスに対応するためのサーバスペックの強化(処理能力の強化)や負荷分散が必要不可欠であると認識しております。今後も、継続的且つ適時適切な設備投資を行うことでシステムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑥　人材の確保及び教育の強化

今後の業容拡大に向け、当社グループの成長に貢献できる優秀な人材の育成・獲得が重要と考えており、特に海外事業を充実させることを目的に実務的なスキル強化・人材育成に取り組んでまいります。

⑦　財務体質の強化

当社グループは経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視した経営に努めておりますが、今後の事業強化や拡大を図るための資金が必要となります。手元資金に加え資金調達を実施し、リスクに耐え得る財務基盤の構築をしてまいります。

⑧　国際展開

東南アジア、アフリカの各国の経済成長は著しく、それに伴い宝飾品市場も今後より一層拡大すると見込んでおり、当社グループの成長を加速する上で海外における事業拡大は必須であると認識しております。

そのため、今後も継続して既存市場の深耕や新規市場の開拓を推進するなど戦略的なグローバル展開を図ってまいります。

⑨　グローバルな販売網の構築

宝飾品市場は東南アジア、アフリカを中心に市場が拡大してきており、当社グループでは今後海外市場への積極的な展開を重要な経営方針といたしております。

海外の顧客開拓の一部は、エージェントを通じて行っており、今後も信頼できるエージェントの協力を必要とします。各国の業界事情に知見があり、各国の諸事情に合わせて顧客開拓ができる優秀なエージェントを市場ごとに獲得することが重要な課題と認識しております。

⑩　自社ブランド

当社グループは、「Dancing Stone」に関連する特許の期間満了後も競争優位性を確保するために顧客に提供する商品、サービスにおいて信頼感、安心感をブランドとして浸透させることが重要であると認識しております。そのため、商品の品質向上に努めるとともに顧客に当社ブランドの知名度を向上させるための施策を積極的に実施してまいります。

⑪　模造品の対策

正規取引の機会提供により、模造品製造業者をライセンス契約先に転換する施策を実施しております。現地弁護士事務所と連携し模造品排除の活動を継続的に実行してまいります。

⑫　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の長期化が予想される中で、当社グループにおいては社員及び関係するステークホルダーの健康や安全を最優先とし、社員への定期的な抗体検査及びリモートワークの推奨等を実施し、事業への影響を抑えることに努めるとともに、中長期的な成長のための各種施策に積極的に取り組んでまいります。

⑬　その他の取り組み

震災等の緊急事態に備え、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、従業員の安否確認システムを導入し、事業継続マネジメント（ＢCM）に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度の下半期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国内外において商業施設の閉鎖、外出自粛等が実施され、販売活動が大きく制限を受けるなど、厳しい事業環境が続きました。このため当該期間における売上高の著しい減少が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が生じております。

しかしながら、当連結会計年度末において現金及び預金を1,347,085千円保有し財務基盤は安定していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) 主要な事業内容（2020年７月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社クロスフォー）及び連結子会社３社（Crossfor H.K.Ltd.・歌思福珠宝（深圳）有限公司・株式会社D.Tech）の計４社で構成されており、「ジュエリー事業」の単一セグメントで事業展開を行っております。

当社グループでは、当社特許技術である「Dancing Stone」、オートメーションによるローコストの実現により圧倒的な差別化を図る「EXL-LOCK」を用いて、各グループ会社において、その独自の技術・製品力を活用した国内向けジュエリー・アクセサリー製品の製造販売、海外向けパーツの製造販売を主とした事業を行っております。

「Dancing Stone」とは

従来の技術であるレーザーホールダイヤモンドは、ダイヤモンドそのものに穴をあけて、パーツをセッティングし、ダイヤモンドを揺らす仕組みですが、「Dancing Stone」は、当社の特許技術によりダイヤモンドに穴をあけることなく、ダイヤモンドを揺らすことができます。「Dancing Stone」を用いた製品は、着用した人のわずかな動きを細かな振動エネルギーに変え、宝石を揺らせることで光を反射・拡散させ、宝石を輝かせることができます。

「EXL-LOCK」とは

片手で簡単に着脱可能なダブルロック式金具で、内側に入った爪に輪を引っ掛け、挟むだけで装着が可能です。ロック部分が２重になっているので取れにくく、紛失しにくい構造で、ジュエリーを楽しむ人が感じていた小さな煩わしさを解消する技術です。

(7) 主要な営業所・事業所（2020年７月31日現在）

① 当 社

名　　称	所　在　地
本　　社	山梨県甲府市
東京支店	東京都台東区

② 子会社

名　　称	所　在　地
Crossfor H.K.Ltd.	中華人民共和国香港特別行政区
歌思福珠宝(深圳)有限公司	中華人民共和国深圳市
株式会社D.Tech	東京都台東区

(8) 使用人の状況（2020年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
105名（11名）	9名増（3名減）

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣職員）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名（11名）	10名増（3名減）	35.6歳	4.8年

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣職員）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況（2020年７月31日現在）

(単位：千円)

借　入　先	借入残高
㈱日本政策金融公庫	865,670
㈱みずほ銀行	832,385
㈱三菱UFJ銀行	500,000
㈱りそな銀行	360,240
㈱商工組合中央金庫	300,000
㈱三井住友銀行	150,410
山梨県民信用組合	117,273

（注）当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社りそな銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。
当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	700,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	－千円

2．株式の状況（2020年７月31日現在）

（1）発行可能株式総数　26,688,000株

（2）発行済株式の総数　17,522,000株(自己株式798,081株を含む)

（3）株主数　23,507名

（4）大株主

株　主　名	持株数	持株比率
株式会社Ｓ．Ｈホールディングス	8,187,300株	48.96%
土　橋　秀　位	506,000株	3.03%
内　藤　彰　彦	363,900株	2.18%
土　橋　祥　子	186,000株	1.11%
奥　野　辰　也	153,300株	0.92%
土　橋　元　気	128,000株	0.77%
ＴＳＵＢＡＳＡ　ＤＯＢＡＳＨＩ	128,000株	0.77%
山　口　毅	114,000株	0.68%
クロスフォー従業員持株会	112,600株	0.67%
笠　松　紀　之	108,000株	0.65%

(注) 1．当社の自己株式798,081株は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しており、小数点第２位未満を四捨五入して表示しております。
2．上記株主の英文名は、㈱証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

2017年10月27日開催の取締役会決議による第５回新株予約権

・新株予約権の数　　670個

・新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　1個当たり　普通株式　　200株

(注)　2018年１月９日開催の取締役会決議により、2018年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数は134,000株となっております。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　　１株当たり　676円

(注)　2018年１月９日開催の取締役会決議により、2018年２月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより１株当たりの行使価額は、676円となっております。

・新株予約権を行使することができる期間

2019年10月28日から2024年10月27日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	620個	124,000株	4人
社外取締役	50個	10,000株	1人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2020年７月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土　橋　秀　位	
取締役副社長	内　藤　彰　彦	海外営業、商品管理部管掌 Crossfor H.K.Ltd. 取締役 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役
取締役	山　口　　毅	管理部、IR推進室、知財室管掌 Crossfor H.K.Ltd. 取締役 歌思福珠宝(深圳)有限公司 取締役
取締役	米　光　信　彦	経営企画室、国内営業管掌
取締役営業部長	奥　野　辰　也	
社外取締役	井　上　輝　男	株式会社ＩＮＯ 取締役会長
常勤監査役	黒　木　智　光	
社外監査役	村　田　真　一	兼子・岩松法律事務所 弁護士 株式会社JMC 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役 株式会社プラザクリエイト本社 社外取締役（監査等委員）
社外監査役	大　野　　崇	アヴァンセコンサルティング株式会社 代表取締役 公認会計士・税理士 株式会社いつみ家 社外監査役 株式会社じゃんぱら 社外監査役

（注）１．取締役井上輝男氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役村田真一氏及び大野崇氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．社外監査役村田真一氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．社外監査役大野崇氏は、公認会計士資格の保有者として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．社外取締役井上輝男氏、社外監査役村田真一氏及び大野崇氏を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の決定に関する方針

当社役員報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で以下の方針に基づき決定いたします。

取締役報酬については、固定報酬である役員報酬、役員賞与、株式報酬である有償新株予約権で構成され、固定報酬の額については、業績や管掌職務の職責、職務の執行状況等を総合的に勘案し、取締役会決議に基づき一任を受けた代表取締役社長土橋秀位が決定しております。

監査役の報酬については、固定報酬で構成され、その額については監査役会の協議にて決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	107,346千円 (5,509千円)	(注) 1、3
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,660千円 (6,960千円)	(注) 2
合計 (うち社外役員)	9名 (3名)	123,006千円 (12,469千円)	

(注) 1．会社法第361条に基づく株主総会承認の報酬限度額は、取締役年額200,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）であります。
2．会社法第387条に基づく株主総会承認の報酬限度額は、監査役年額70,000千円であります。
3．上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上（取締役3,874千円）を含んでおります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役井上輝男氏、社外監査役村田真一氏及び大野崇氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

これは、社外取締役及び社外監査役が職務の遂行にあたり、期待された役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役井上輝男氏並びに、社外監査役村田真一氏及び大野崇氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
社外取締役	井 上 輝 男	当事業年度に開催された取締役会には23回中23回出席しております。長年企業経営に携わり、海外事業経営の豊富な知識、識見から、適宜助言、提言を行っております。
社外監査役	村 田 真 一	当事業年度に開催された取締役会には23回中21回、監査役会には13回中13回それぞれ出席しております。弁護士として企業法務に精通しており、他社における社外監査役を兼任されていることから監査役としての経験は充分であり、社外役員としての経験や弁護士の専門的な見地から、適宜助言、提言を行っております。
社外監査役	大 野 崇	当事業年度に開催された取締役会には23回中22回、監査役会には13回中12回それぞれ出席しております。公認会計士として監査法人及び税理士法人での豊富な知識及び経験と幅広い見識を有しており会計税務面での監査の観点から、適宜助言、提言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
３．当社の子会社であるCrossfor H.K. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a) 取締役は、法令、定款及びその他の社内規程等の遵守体制を構築し、体制の維持向上に努める。

b) 取締役及び使用人が、法令等を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するために、コンプライアンスが企業活動の基本原則であることを認識し、取締役と全使用人が一体となってその徹底を図る。

c) 当社は、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。

d) 内部監査室は、法令等の遵守状況及び業務活動の効率性などについて監査役とも連携しつつ内部監査を実施し、業務の改善に向け具体的に助言、勧告を行う。

e) 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

f) グループにおける重要な法的な課題、会計的課題事項及びコンプライアンスに係る事項については、専門家に相談し、必要な検討を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」の他、法令・定款に従い、紙又は電磁的媒体に記録し、保管する。また、取締役及び監査役は必要に応じこれらの情報を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a) 重大な損失のリスクを認識し対応するための「リスク管理規程」を適切に運用するとともに、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努める。

b) 経営に対する影響の大きい事業運営上のリスク管理については、代表取締役社長を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」にて定期的な確認を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に従い、定時取締役会並びに臨時取締役会において、経営の基本方針、

その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督するものとする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a) 子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を「関係会社管理規程」に定め、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について承認を行う。
b) 子会社を当社の一部署と位置づけ、指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社管理については各関連部署と経営企画室が連携して行う。
c) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
a) 監査役の職務を補助する者を当社の使用人から任命し、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の補助業務を優先して従事するものとする。
b) 監査役の職務を補助する者が置かれる場合、その指揮命令系統、地位及び処遇等については、取締役からの独立性を担保するために監査役と事前協議を行うこととする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
a) 取締役及び使用人は、監査役に対し、取締役会等の会議を通じ、職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査室の監査結果を報告する。
b) 監査役は、稟議書等の業務執行上の重要な書類を閲覧することができる。
c) 法令、定款等に違反する重大な事実、不正行為又は当社グループに著しい損失を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、監査役に報告しなければならない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社運営に関する意見交換のほか、意思疎通を図る。
b) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門と連携して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
① 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取り組み
取締役会は社外取締役１名を含む取締役６名で構成し、社外監査役２名を含む監査役３名

も出席した上で開催し、取締役の職務の執行を監督しました。

② 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性の確保に対する取り組み
子会社については定期的にその業務運営状況の報告を求め、重要事項を取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社の実効性のある管理の実現に努めました。

③ コンプライアンスに対する取り組みの状況
リスクコンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、コンプライアンス関連情報の報告・分析、内部通報窓口の運用状況を検討し、必要に応じ研修等を実施しました。

④ 監査役監査
監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役間の情報共有などにより会社の状況を把握し、取締役会などに出席して適宜意見を述べ、意思決定の適正性の確保に努めました。

⑤ 内部監査
内部監査室は、内部監査計画に基づき法令・社内規程等の遵守状況について社内各部門を対象とする社内監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役や監査役会等に報告しました。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**3,588,522**	**流動負債**	**1,576,722**
現金及び預金	1,347,085	支払手形及び買掛金	45,077
受取手形及び売掛金	180,840	短期借入金	1,000,400
製品	921,925	1年内返済予定の長期借入金	478,365
仕掛品	115,972	未払法人税等	5,351
原材料及び貯蔵品	924,203	その他	47,527
未収還付法人税等	28,285	**固定負債**	**1,648,251**
その他	70,606	長期借入金	1,647,213
貸倒引当金	△397	繰延税金負債	38
固定資産	**1,612,729**	その他	1,000
有形固定資産	**1,384,174**	**負債合計**	**3,224,973**
建物及び構築物	1,014,469	**【純資産の部】**	
機械装置及び運搬具	14,280	**株主資本**	**1,944,306**
土地	331,094	資本金	683,400
建設仮勘定	3,374	資本剰余金	777,066
その他	20,954	利益剰余金	504,217
無形固定資産	**57,918**	自己株式	△20,378
投資その他の資産	**170,636**	**その他の包括利益累計額**	**△3,927**
投資有価証券	199	その他有価証券評価差額金	△36
長期貸付金	6,560	為替換算調整勘定	△3,891
繰延税金資産	33,141	**新株予約権**	**35,899**
その他	226,032	**純資産合計**	**1,976,277**
貸倒引当金	△95,297		
資産合計	**5,201,251**	**負債・純資産合計**	**5,201,251**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2019年8月1日　至2020年7月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**2,324,336**
売上原価		**1,570,206**
売上総利益		**754,129**
販売費及び一般管理費		**1,168,057**
営業損失(△)		**△413,928**
営業外収益		
受取利息	191	
受取配当金	14	
受取賃貸料	5,355	
補助金収入	17,355	
その他	1,756	24,673
営業外費用		
支払利息	13,076	
コミットメントフィー	4,331	
為替差損	15,102	
その他	2,242	34,752
経常損失(△)		**△424,007**
特別利益		
固定資産売却益	315	315
特別損失		
固定資産除売却損	0	
減損損失	152,473	152,473
税金等調整前当期純損失(△)		**△576,165**
法人税、住民税及び事業税	4,556	
法人税等調整額	31,110	35,666
当期純損失(△)		**△611,832**
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		**△611,832**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自2019年８月１日　至2020年７月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	683,400	777,066	1,121,067	△20,378	2,561,156
当期変動額					
剰余金の配当			△5,017		△5,017
親会社株主に帰属する当期純損失			△611,832		△611,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△616,849	－	△616,849
当期末残高	683,400	777,066	504,217	△20,378	1,944,306

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△17	△4,276	△4,293	31,614	2,588,476
当期変動額					
剰余金の配当					△5,017
親会社株主に帰属する当期純損失					△611,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19	385	365	4,285	4,651
当期変動額合計	△19	385	365	4,285	△612,198
当期末残高	△36	△3,891	△3,927	35,899	1,976,277

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年7月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		**【負債の部】**	
流動資産	**3,616,822**	**流動負債**	**1,578,180**
現金及び預金	1,231,983	買掛金	45,333
受取手形	19,736	短期借入金	1,000,400
売掛金	161,264	1年内返済予定の長期借入金	478,365
製品	920,943	未払金	36,448
仕掛品	115,996	未払費用	7,252
原材料及び貯蔵品	925,039	未払法人税等	5,281
前渡金	441	前受金	535
前払費用	19,357	預り金	3,668
預け金	36,972	その他	893
未収還付法人税等	28,285	**固定負債**	**1,648,213**
その他	172,737	長期借入金	1,647,213
貸倒引当金	△15,937	その他	1,000
		負債合計	**3,226,393**
固定資産	**1,602,322**	**【純資産の部】**	
有形固定資産	**1,384,162**	**株主資本**	**1,956,889**
建物	987,853	**資本金**	**683,400**
構築物	26,616	**資本剰余金**	**777,066**
機械及び装置	7,223	資本準備金	683,400
車両運搬具	7,182	その他資本剰余金	93,666
工具、器具及び備品	20,817	**利益剰余金**	**516,800**
土地	331,094	その他利益剰余金	516,800
建設仮勘定	3,374	繰越利益剰余金	516,800
無形固定資産	**51,356**	**自己株式**	**△20,378**
ソフトウエア	50,701	**評価・換算差額等**	**△36**
その他	655	その他有価証券評価差額金	△36
投資その他の資産	**166,803**	**新株予約権**	**35,899**
投資有価証券	199		
関係会社株式	4,635		
出資金	4,065		
長期貸付金	26,560		
破産更生債権等	95,249		
長期前払費用	9,087		
繰延税金資産	30,147		
その他	106,760		
貸倒引当金	△109,900		
		純資産合計	**1,992,751**
資産合計	**5,219,145**	**負債・純資産合計**	**5,219,145**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2019年8月1日　至2020年7月31日)

(単位：千円)

科　目	金　額	
売上高		**2,321,548**
売上原価		**1,571,633**
売上総利益		**749,914**
販売費及び一般管理費		**1,141,027**
営業損失(△)		**△391,112**
営業外収益		
受取利息	2,299	
受取配当金	14	
受取賃貸料	5,355	
補助金収入	17,355	
業務受託料	6,362	
その他	1,743	33,131
営業外費用		
支払利息	13,076	
コミットメントフィー	4,331	
為替差損	14,058	
貸倒引当金繰入額	30,021	
その他	1,789	63,278
経常損失(△)		**△421,259**
特別利益		
固定資産売却益	315	315
特別損失		
固定資産除売却損	0	
関係会社株式評価損	9,999	
減損損失	152,473	162,473
税引前当期純損失(△)		**△583,417**
法人税、住民税及び事業税	4,486	
法人税等調整額	28,457	32,944
当期純損失(△)		**△616,361**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2019年８月１日　至2020年７月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	683,400	683,400	93,666	777,066	1,138,179	1,138,179
当期変動額						
剰余金の配当					△5,017	△5,017
当期純損失					△616,361	△616,361
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△621,379	△621,379
当期末残高	683,400	683,400	93,666	777,066	516,800	516,800

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△20,378	2,578,268	△17	△17	31,614	2,609,865
当期変動額						
剰余金の配当		△5,017				△5,017
当期純損失		△616,361				△616,361
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△19	△19	4,285	4,265
当期変動額合計	－	△621,379	△19	△19	4,285	△617,113
当期末残高	△20,378	1,956,889	△36	△36	35,899	1,992,751

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年９月18日

株式会社クロスフォー
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　細　矢　　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　義　仁　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クロスフォーの2019年８月１日から2020年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロスフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年９月18日

株式会社クロスフォー
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　細矢　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤義仁　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クロスフォーの2019年８月１日から2020年７月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年８月１日から2020年７月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(１) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(１) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(２) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(３) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年９月18日

株式会社クロスフォー　監査役会
常勤監査役　黒　木　智　光　㊞
社外監査役　村　田　真　一　㊞
社外監査役　大　野　　崇　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　：山梨県甲府市国母七丁目11番４号　当社本社３階会議室
Tel. 057-008-9640

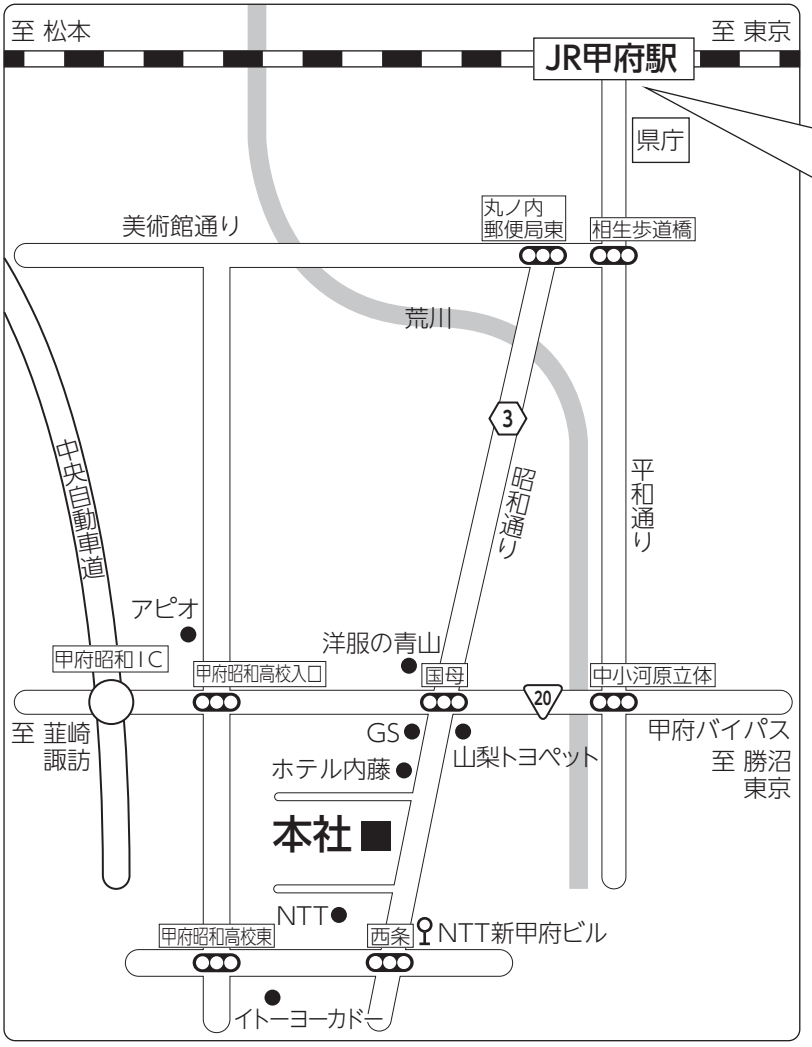

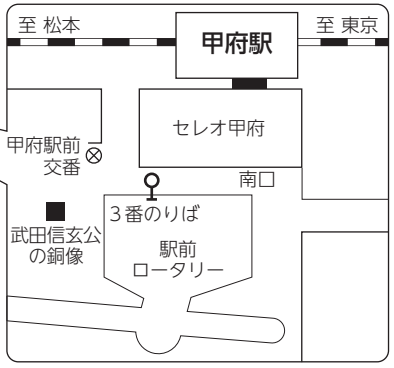

交通アクセスのご案内

JR中央本線・身延線甲府駅南口
バスターミナル３番のりば58系統
「山梨交通バス」で約20分
(9：38 出発)

「NTT新甲府ビル」下車徒歩３分

本社外観

UD FONT

VEGETABLE OIL INK